

移住支援金の対象者の採用で 助成金が受けられます

千葉県運営の求人サイト「**千葉県地域しごとNAVI**」に「移住支援金対象求人」を掲載する場合、採用した方が移住支援金を受けた方であれば、その採用活動に要した経費について、

早期再就職支援等助成金(UIJターンコース)

を受けることができます。



- ◆ 自社ウェブサイト・自社PR動画の作成・改修
- ◆ **就職説明会・面接会・出張面接**等(オンライン実施含む) 例: 都内開催の合同企業説明会や面接会へのブース出展料、会場使用料、参加する際の採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など
- ◆ 外部専門家 (社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業 紹介事業者等) によるコンサルティング

を実施する際に活用可能です。

	助成率	上限額
中小企業	1/2	100万円
中小企業以外	1/3	100万円

採用活動経費の合計額 に助成率を乗じた額が 支給されます。



事前に採用の計画を提出いただくことが必要です!

詳しくは、千葉労働局

職業対策課 にお問い合わせください。

(TEL: 043-441-3540)





Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか?

東京圏からの移住者のうち、<u>移住支援</u> <u>金</u>*1の受給者に限られます。 また、移住支援金の受給者であっても、 新規学卒者は本助成金の対象にはなり ません。

※1 **移住支援金**とは・・・

移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者(新規学卒者を除く。)

千葉県が「UIJターンによる起業・就業者等創出事業」として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、右のウェブサイトをご覧いただくか、 事業所のある市町にお問い合わせください。

Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか?

A2 <u>すべての対象労働者</u>が雇入れ日から6か月以内に離職した場合(離職理由は問いません)は、本助成金を受けることができません。

Q3 地域しごとマッチング支援事業へは未登録ですが、採用計画書は出せますか?

A3 地域しごとマッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要※2ですので、速やかにご登録ください。

※2 移住者のうち、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業 を利用した者、移住先の地域や地域の人々と関わりがあるものとして移住先の市町村が個別に認めた移住希望 者を雇い入れる場合については、必須の要件ではありません。

Q4 すでに千葉県地域しごとNAVIに求人を掲載していますが、計画書は出せますか?

A4 可能です。本助成金の採用計画書を速やかにご提出ください。計画期間の初日以降 に支払いの発生原因が生じ、支給申請書の提出日までに弁済期が到来し支払われた 費用経費が助成対象となります。

受給のための手続き

採用計画書※3の提出

提出日の翌日から3か月 以内の範囲で計画期間の 始期を設定

例:9月1日を計画期間の 始期としたい場合 ⇒6月2日から8月31日 までに計画書を提出

計画期間

6か月以上12か月以内で設定

採用活動

計画期間の終期から2か月以内に支給申請書を提出

※計画期間の終期に、雇入れから6か 月を経過していない場合 ⇒雇入れ日から6か月を経過する日の 翌日から2か月以内に申請書を提出

例:2月1日を計画期間の終期とした場合 ⇒4月1日までに申請書を提出

例:12月1日に雇い入れた場合 ⇒6月1日から7月31日までに申請書を提出 支給申請書の提出

助

成

念金の

受

※3 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

6か月